

～事務所登録取扱業務～

- 事務所の新規・更新登録 ● 登録事項変更届 ● 廃業届 ● 登録証明 ● 事務所登録情報の閲覧
- 申請書式のダウンロードはこちらから
事務所登録HP <http://www.chiba-jk.or.jp/registration/index.html>

～事務所登録事項に変更があったときは、2週間以内に届出をしましょう！～

- 建築士事務所の名称及び所在地
- 登録申請者の氏名又は名称及び所在地
- 役員（法人のみ）
- 管理建築士（管理建築士講習の講習修了証を受けた建築士でなければ、管理建築士になれません。）
※管理建築士は建築設計事務所内に2名以上が望ましい。
(1名の場合、不慮の事故、退職等で管理建築士が不在になるとその時点で業務ができなくなります。)

～設計等の業務に関する報告書（業務報告書）を提出しましょう！～

業務報告書の提出先は、建築士事務所の所在地を管轄する県の出先機関（土木事務所）です。
平成19年6月20日以降、最初に始まった事業年度が終了後、3か月以内に県へ提出してください。
以降、毎事業年度終了後、3か月以内に提出してください。

編集後記

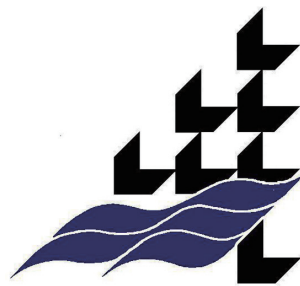
公益社団法人に移行して、早一年が経とうとしています。連合会の会誌委員会でも現在検討中ですが、千葉会としましても情報誌としての「かすがい」に広告掲載ページを設けようと考えております。特に賛助会員様を優先的に掲載できればと思案中です。不定期発行ですが、年に3、4回の発行を目指しておりますので、事務所協会の情報発信の媒体として使って頂ければと思います。詳しくは詳細が決まり次第あらためてお知らせ申し上げます。

広報委員長 須田正美

支部会員数	2/28	
支部名	会員数	エリア
千葉支部	74	(千葉市・市原市)
東葛支部	53	(柏市・流山市・野田市・我孫子市)
松戸支部	37	(松戸市・鎌ヶ谷市)
船橋支部	41	(船橋市)
習志野支部	26	(習志野市)
八千代支部	15	(八千代市)
印旛支部	22	(佐倉市・四街道市・印西市・八街市・白井市・酒々井町・栄町)
成田支部	29	(成田市・多古町・芝山町・富里町・香取市・神崎町)
東総支部	13	(銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町)
山武支部	17	(東金市・横芝光町・山武市・九十九里町・大網白里町)
長生支部	12	(茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町)
君津支部	29	(木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市)
安房支部	22	(鴨川市・館山市・鋸南町・南房総市)
市川・浦安支部	29	(市川市・浦安市)
夷隅支部	11	(勝浦市・大多喜町・御宿町・いすみ市)
計	430	

広報委員会

- 担当理事 穴倉義昭
- 委員長 須田正美
- 副委員長 市川光士
- 副委員長 明智孝夫
- 委員 平林 実
- 委員 田端友康
- 委員 伊藤哲也
- 委員 井桁正昭
- 委員 高梨 修



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会シンボルマーク

建築の基本構成は“塊”“面”“線”の3つの普遍的要素に集約でき、日本建築の特性である「屋根の建築」をイメージに取り込み、柔らかな曲線によって繊細な日本美を表現しています。

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会

〒260-0012 千葉市中央区本町 2-1-16
千葉本町第一生命ビル 2階
tel:043-224-1640
043-205-4731
fax:043-225-2066
ホームページ <http://www.chiba-jk.or.jp/>

